

PFOS等追加調査結果について

1. PFOS等調査

PFOS等地下水調査は、東京都環境局が区市町村と連携し、地下水水質測定計画に基づき、年1回調査を実施し、都内(島しょを除く。)を区市町村を基本とした260の測定ブロックに分割し、これまで4年間で全ブロックを測定してきた。

板橋区については、区内を8ブロックに分割して測定している(別紙「地下水質調査測定ブロック図(平成22年度以降)」参照)。

※(参考)PFOS等

PFOS(ピーフォス)とPFOA(ピーフォア)などのPFOS等は、有機フッ素化合物の1種である。PFOS等は、熱に強く水や油を弾く性質があるため、2000年代始め頃までは、私たちの身の回りの製品を作る際にも使われていたが、2009年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されている。

2. 東京都調査について(令和6年度)

(1) 調査結果について

令和6年度の東京都調査より、地下水の状況把握を深めるため、計画を前倒しし、1年で全ブロックを調査した。板橋区では、全8ブロックにつき、各ブロック1か所、計8か所を対象に調査を実施し、うち1ブロック(⑦ブロック)が指針値超過となった。

<令和6年度東京都調査:板橋区ブロックの結果>

板橋区①ブロック	13ng/L	板橋区⑤ブロック	0.6ng/L
板橋区②ブロック	23ng/L	板橋区⑥ブロック	10ng/L
板橋区③ブロック	0.3ng/L未満	板橋区⑦ブロック	52ng/L※
板橋区④ブロック	16ng/L	板橋区⑧ブロック	0.6ng/L
(指針値:50ng/L)			※ 指針値超過

(2) 指針値超過井戸について

指針値超過が確認された井戸については、直ちに飲用に供しないよう助言を実施した。

東京都の地下水調査において、指針値超過井戸は、継続監視調査の対象となり、継続的に測定を行う。測定結果が5年間継続して基準を下回った場合に、原則として、測定対象から除外となる。

3. 板橋区追加調査について(令和7年度)

(1) 調査の実施について

令和6年度の東京都調査において、指針値超過となった⑦ブロックについては、板橋区が令和7年度に追加調査を実施した。

調査か所は、環境省の取扱いに基づき、指針値超過が確認された井戸から半径500m程度を目安として選定し、4か所(指針値超過が確認された井戸を含む)を対象に、検査機関に委託の上、調査を実施した。

(2) 調査結果について

前回の東京都調査で指針値超過となった井戸については、区の追加調査においても指針値超過が確認されたが、それ以外は指針値の範囲内であった。

<令和7年度板橋区追加調査の結果>

板橋区⑦ブロック		
調査地点1	0.3ng/L未満	
調査地点2	24ng/L	
調査地点3	15ng/L	
調査地点4	71ng/L ※	前回指針値超過
(指針値:50ng/L)	※ 指針値超過	

4. 東京都調査について(令和7年度)

(1) 調査結果について

令和7年度の東京都調査では、板橋区について、全8ブロックにつき、各ブロック1か所、計8か所を対象に調査を実施し、うち1ブロック(⑤ブロック)が指針値超過となった。

<令和7年度東京都調査:板橋区ブロックの結果>

板橋区①ブロック	7.2ng/L	板橋区⑤ブロック	88ng/L ※
板橋区②ブロック	10ng/L	板橋区⑥ブロック	42ng/L
板橋区③ブロック	9.1ng/L	板橋区⑦ブロック	7.4ng/L
板橋区④ブロック	0.3ng/L未満	板橋区⑧ブロック	0.3ng/L未満
(指針値:50ng/L)			※ 指針値超過

(2) 板橋区追加調査について(令和8年度)

指針値超過となった⑤ブロックは、令和8年度に、板橋区が追加調査を実施する。

調査か所は、環境省の取扱いに基づき、指針値超過が確認された井戸から半径500m程度を目安として選定する。

凡例

- ① 三園 高島平 4,5,6 大門 赤塚 4,5,8 成増 3,4,5
- ② 新河岸 1,2,3 高島平 1,2,3,7,8,9 徳丸 7,8 西台 2
- ③ 舟渡 1,2,3 坂下 東坂下 志村 3
- ④ 成増 1 赤塚新町 赤塚 6,7 徳丸 1,2,3,4 若木 1 西台 1,3,4 上板橋 2,3
- ⑤ 志村 1,2 前野町 中台 常盤台
- ⑥ 小豆沢 蓮沼町 清水町 本町 稲荷台 宮本町
- ⑦ 南常盤台 桜川 東新町 東山町 大山西町 小茂根 大谷口 大谷口上町 大谷口北町 向原
- ⑧ 双葉町 大和町 加賀 氷川町 栄町 板橋 大山金井町 大山町 幸町 熊野町 中丸町 南町